
プロジェクト ASAF 対応

項目 2015 年 アジェンダ協議へのフィードバック

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 4 月に開催される ASAF 会議において議論が予定されている「2015 年アジェンダ協議」について、3 月 22 日に開催された ASAF 対応専門委員会における議論を踏まえ、アジェンダ協議の概要、それに対して寄せられた主なコメントの概要及び当委員会事務局の気付事項についてまとめたものであり、同 ASAF 会議への対応の一環として、ご質問やご意見をいただくことを目的として作成している。

II. 背景

2. IASB は、2015 年 8 月 11 日に意見募集「2015 年 アジェンダ協議」（コメント期限：2015 年 12 月 31 日）（以下「アジェンダ協議文書」という。）を公表している。アジェンダ協議文書の概要については、別紙 1 に記載したとおりである。これに対して、当委員会からは、2015 年 12 月 25 日付けでコメントレター（資料(4)参考資料参照）を送付している。
3. また、IFRS 財団は 2015 年 7 月に「評議員会によるレビュー：体制と有効性の評価」（コメント期限：2015 年 11 月 30 日）（以下「IFRS 財団による協議文書」という。）を公表しており、寄せられたコメントを踏まえ、2016 年 1 月及び 2016 年 2 月の IFRS-AC 会議で議論が行われている。このうち、IFRS の有用性及び IFRS の整合的な適用については、IASB のアジェンダ協議とも関連があるため、IFRS 財団による協議文書に寄せられたコメントのうち、これらに関連する部分について本資料において記載している。
4. 今回の ASAF 会議では、アジェンダ協議文書に寄せられたコメントレター（全部で 119 通）及びアウトリーチで示されたコメントについて、その内容が示されたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われることが予定されている。

III. アジェンダ協議文書に寄せられたフィードバック

寄せられた主要なメッセージ¹

5. 多くの回答者が、次のことを提案した。
- (1) リース（現在は完了済）と保険契約に関するプロジェクトの完了を、非常に高い優先順位とすべきである。その他の既存の主要プロジェクトのうち、開示に関する取組みもまた、優先順位が高い。他の2つの主要プロジェクト（動的リスク管理と料金規制対象活動）についての意見は分かれていた。
 - (2) 国際会計基準審議会（IASB）が重点を置くべきなのは、適用に関する活動であり、新しい基準レベルのプロジェクトではない。適用に関する重要な活動には、新しく最近公表された基準に対する支援と、適用の不整合や個々の基準間の不整合により生じている論点の解決が含まれる。一部の回答者は、リサーチ活動のレベルを低下させるべきである（プロジェクト数の削減又は他者の作業にもっと依拠することによって）と考えていた。
 - (3) 主要プロジェクトは、完了に時間がかかりすぎている。IASB は、これらの遅延の根本的な原因を分析すべきである。
 - (4) IASB は、より少数のプロジェクトに集中すべきである（休止期間-a period of calm-を設けるため）。
 - (5) 改訂「概念フレームワーク」を完了させるべきである。これは、明確な原則に基づいた基準を開発するにあたり基本となるものだからである。一部の回答者は、開示原則、業績報告、負債と資本の区別、負債の認識などのトピックに関するフォローアップ作業を求めた。
 - (6) 基準設定を開始する前に証拠を収集するため、リサーチ・プログラムの導入に多くの支持があった。しかし、リサーチ・プログラムが新しいものであることもあり、回答者は、次のことが明確でなかった。
 - ① リサーチ・プログラムの戦略、目的、プロセスはどのようなものなのか。
 - ② IASB がどのようにプロジェクトをリサーチ・プログラムに追加し、優先順位を設定するのか。
 - ③ リサーチ・プログラムが、維持管理及び適用プロジェクトにおける関連する作業とどのように相互関係するのか。例えば、一部の回答者は、リサーチ・フェ

¹ ASAF 会議のアジェンダ・ペーパー1A の第 13 項参照。

ーズを設けることなく基準設定に直ちに移行することを正当化するため、問題点及び適切な解決策の十分な証拠を、適用後レビューが提供していると考えていた。

- (7) 狭い範囲の修正が多すぎる。IASB の維持管理活動の焦点は、最近公表された基準の適用後レビュー、及び多くの論点が生じているその他の基準のより広範なレビューに置くべきである。
- (8) 適用後レビューの導入を歓迎するが、IASB は、適用後レビューで識別された論点にもっと迅速に対応すべきである。次のことに関してさまざまな意見があった。
- ① 適用後レビューで焦点を当てるのは、過去に論争を招いた領域とすべきなのか、それとも、適用の不整合のある領域及び IFRS 解釈指針委員会に照会された論点とすべきなのか。
 - ② 適用後レビューを開始する最善の時期は、新しい基準の完全適用から 2 年後なのかどうか。
 - ③ 適用後レビューをもっと古い基準に拡張すべきか。IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用後レビューを実施するという IASB の提案に対して幅広い支持があった。一部の回答者は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の適用後レビュー（おそらく「連結パッケージ」（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」について予定している適用後レビューにおいて）も提案した。
- (9) 米国会計基準とすでにコンバージェンスしている基準のコンバージェンスを維持することが重要である。回答者は、IASB の戦略はその他の領域において一層のコンバージェンスを図ることなのかどうか疑問に思っていた。
- (10) IASB は、ドラフティング（草案作成）の質の改善方法を検討すべきである（再公開の回数の削減、適用上の論点の減少、より効率的で整合的な適用、その後の修正又は解釈指針の必要性の減少のために）。
- (11) IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定のさまざまな側面（その分量、将来のレベル、位置付け、時期及び明瞭性を含む）に関して懸念がある。
- (12) 評議委員会と IASB の戦略に関してもっと多くのことを知らずに、IASB の活動のバランスについて、及び IASB がリソースをどのように割り当てるべきかについて、コメントすることは困難であった。

(13) 次の事項については、両論があった。

- ① 移行リソース・グループの有効性
- ② アジェンダ協議の間隔を3年から5年に拡大するというIASBの提案

投資者から寄せられた主要なメッセージ²

6. 投資者は、主に上記のメッセージと類似のメッセージを表明した。しかし、投資者は、次のように考えていた。
- (1) プロジェクトの優先順位付けを行う際に最も重要な要因又は唯一の要因は、そのトピックの利用者にとっての重要度とすべきである。
 - (2) IASBがより重点を置くべきなのは、対象を絞った改善（「短期間で成果を得られるもの（quick win）」）であり、基準レベルのプロジェクトではない（ただし、開示に関する取組みや基本財務諸表など、投資者にとって特に関連性のあるいくつかのプロジェクトは除く）。
 - (3) 投資者は一般的に、変更のペースは遅すぎ、利用者にとって重要なプロジェクト（業績報告など）の進展が十分に迅速に行われてこなかったと考えていた。
7. 投資者は一般的に、より幅広い企業報告の論点、人的資本及び知的資本、気候変動、規制されていない市場に上場している企業についての報告などのトピックを含めるためにIASBの活動を拡張することを他の回答者よりも重視していた。

IV. IFRS 財団による協議文書に寄せられたフィードバック

基準の有用性³

8. 体制とその有効性に関する評議員会のレビューについての意見募集では、次の3つの大まかな領域に関していくつかの質問項目が提示された。
- (1) IASBの任務の範囲
 - (2) IFRSタクソノミについてのIFRS財団の戦略
 - (3) テクノロジーの進展の影響を考慮すること

² ASAF 会議のアジェンダ・ペーパー1A の第 14 項から第 16 項参照。

³ ASAF 会議のアジェンダ・ペーパー1B の第 8 項参照。

適用及び導入の首尾一貫性⁴

9. 評議員会の意見募集では、これに対する主たる責任は他者（特に、作成者、監査人、及び規制機関）にあることを認識しつつ、基準の首尾一貫した適用を確保するのに助けるにあたり IFRS 財団が追求している行動の範囲を（6 つの特定の領域において）示していた。当該意見募集において、IFRS 財団がこの領域において現在行っていること、及び人員確保や他の制約を考慮したうえで IFRS 財団がもっと何かを行うことができるのか、行うべきであるのかどうかに関する意見を求めた。
10. 一般的に、回答者は、首尾一貫した適用を促進するための IFRS 財団の現行の取組みを非常に支持していた。彼らは、(a) 基準の首尾一貫した適用は適切な戦略目標であるほか、(b) IFRS 財団の取組みは適切であり、(c) IFRS 財団は、基準の首尾一貫した適用についていくつかの点で他者に依拠する必要があるであろうと考えていた。
11. しかし、一部の回答者は、「首尾一貫した適用」は、基準の完全画一的な適用は、基準が原則ベースのままである限り決して達成できないし、達成すべきでないという理由で、彼らに若干の誤解をもたらした用語であることを警告した。基準の首尾一貫した適用は必然的に、基準を適用する各企業の具体的な状況に左右されることになり、それらの判断が基準の目的及び原則に忠実である場合には、判断の相違は問題となるべきではない。
12. 一般的に、回答者は、IFRS 財団が、強力な原則に基づく、高品質で、容易に理解され、容易に翻訳される基準を作成することによって、基準の首尾一貫した適用を促進するために最も多くのことを行うことができると考えていた。回答者は、IASB は、引き続き、原則ベースの基準の設定に焦点を置くべきで、首尾一貫した適用のためだけにあまりに多くのルールを導入したり、各国の又は地域の問題の解決を試みたりすることを避けるべきであると考えていた。また、回答者は、IASB は、それらの修正が厳に必要な場合にのみ、基準の修正を行うのみとすべきであり、あらゆる考え得る取引についての会計ガイダンスを提供することを試みるべきではないとしていた。

⁴ ASAF 会議のアジェンダ・ペーパー1B の第 29 項から第 32 項参照。

V. 今後の予定

13. IASB スタッフは、今後、アジェンダ協議に寄せられたコメントを踏まえ、次に關する分析をIASB 會議に提示することを予定している。
- (1) IASB の活動のバランス及び個々のプロジェクトに適用されるべき優先順位付けの規準
 - (2) 個々のプロジェクトに寄せられたコメント及びそれらのコメントが個々のプロジェクトの優先順位にどのような影響を与えるか
 - (3) 作業計画案
14. また、評議員会は、5月の會議において、残りの論点（非営利組織の財務報告にIFRS 財団の任務を拡張すべきか、テクノロジーに関する諮問グループを設置すべきか、IFRS 財団は基準の整合的な適用の支援について、これまで以上のことを行うべきか）に関して議論を行うことを予定している。

VI. 今回の ASAF 會議における質問事項

15. 今回の ASAF 會議では、次の点が質問事項とされている。
- (1) アジェンダ協議に対して寄せられたコメントについて、質問があるか
 - (2) 寄せられたコメントを踏まえ、IASB の活動の構成やバランスをどのようにすべきと考えるか
 - (3) IASB が個々のプロジェクトをアジェンダに入れるか否かを検討する際に、どの要因を最も重要と考えるか。

VII. 当委員会事務局による気付事項

16. 今回の ASAF 會議では、アジェンダ協議文書に寄せられたコメントの概要が紹介されるのみであり、IASB から今後の予定等について提示される訳ではない。このため、現時点では、本件に関する当委員会事務局の気付事項は、次のとおりである。

アジェンダ協議に寄せられたコメントについての質問

- (1) 特になし。

寄せられたコメントを踏まえ、IASBの活動や構成をどのようにすべきか

- (2) 我々は、アジェンダ協議の意見募集に対して、次の3つが特に重要かつ緊急であり、これらの検討に焦点を当てるべきとコメントを行った。
- ① のれんの償却
 - ② 概念フレームワークの見直し(特に、純損益やその他の包括利益、測定、認識)
 - ③ 開示イニシアティブ
- (3) また、我々はIFRSの維持管理活動も基準開発活動と同様に重要と考えているが、IASBとIFRS解釈指針委員会は利害関係者のニーズを満たすために適切な導入支援を概ね提供していると考えている。但し、我々は、企業のIFRS移行を阻むことがないように、IASBが基準の開発及び改訂の際に初度適用企業のニーズを引き続き考慮すべきであると考えている。また、基準の修正にあたっては、基準の修正による便益が関連するコストを上回ることを確認するとともに、関連する修正について網羅性を確保するように体制を一層改善することが望まれる。

アジェンダの決定にあたってIASBが考慮すべき要素

- (4) 我々は、各プロジェクトの重要性と緊急性を評価し、アジェンダを決定するにあたってIASBが考慮すべき要因は、次のように3つにグループ化している。
- ① 全体的な考慮要因：作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプロジェクトに進展する可能性のある進行中のリサーチ・プロジェクトにおける全体的なバランス
 - ② 作業プログラムにアジェンダを追加すべきか否かの検討に役立つ要因：
 - 財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度
 - 解決すべき問題の緊急性
 - US GAAP 及び他の各国基準とのコンバージェンス
 - ③ アジェンダを作業プログラムに追加すべきか否かを検討する際に課される制約：
 - 他の進行中のプロジェクト又は潜在的なプロジェクトとの関係
 - 解決すべき問題の複雑性及び広がり、並びに解決策を開発し得る可能性
 - 利害関係者が提案に対応することが可能か(個々の提案への対応と作業計画全体への対応の双方)

- IASB メンバーの十分な時間やスタッフのリソースが十分に確保できるか
- (5) なお、「コンバージェンス」はアジェンダ協議文書ではIASBが考慮すべき要因とされていなかったが、アジェンダ協議文書への回答者の一部が言及していたこと等を踏まえると、我々は、IASBが「米国会計基準及び他の各国基準とのコンバージェンス」を、プロジェクトの優先順位付けをする際に考慮すべき要因の一つとすることが重要と考えている。

その他

- (6) 適用後レビューについて、最終化された基準が実務で整合的に適用されているか否かのみ焦点を当てて行うべきという見解が示されているが、我々は、これに同意しない。我々は、適用後レビューの実施にあたっては、基準開発時に論争があった事項が実務でどのように受けとめられたかも検討の対象とすべきと考えている。
- (7) アジェンダ協議の頻度については、我々は、現行の3年毎のサイクルは適切と考えており、これを5年毎に変更することに反対する。この点、寄せられたコメントを踏まえ、十分な審議が行われることを期待している。

ディスカッション・ポイント

当委員会事務局の気付事項について、ご質問やご意見があればいただきたい。

意見募集「2015年 アジェンダ協議」の概要
(2015年9月25日開催の当委員会資料から抜粋)

1. 背景

1. 意見募集「2015年 アジェンダ協議」(以下「本協議文書」という。)は、財務報告に関心を有する者から、次の点について見解を聴取するために公表されたものである。
 - (1) IASBの戦略的な方向性と作業計画のバランス
 - (2) アジェンダ協議を行う間隔として、3年間が適切か
2. IFRS財団のデュー・プロセスハンドブックにおいて、IASBは、3年ごとに作業計画について公開協議を行うこととされている⁵。IASBは、2011年に第1回目のアジェンダ協議を行っており、今回のアジェンダ協議は2回目のものである。本協議文書では、2016年中旬から2020年中旬までのIASBの作業計画⁶等について関係者の見解を求めている。
3. 本協議文書では、次に関する記載がされている。
 - (1) IASBの基準設定に関するアプローチ
 - リサーチ・プロジェクト
 - 基準レベルのプロジェクト
 - 維持管理及び適用に関するプロジェクト
 - 基準適用後のレビュー
 - (2) IASBの作業計画
 - IASBの作業計画について、2011年に行われたアジェンダ協議が2012年から2015年の作業計画にどのように反映されたかに関する説明
 - 2015年7月末から2020年半ばまでの期間を対象として、現時点で予定されているプロジェクトに関する進捗や完了の見通し(以下5つのカテゴリーに区分)
 - ・ リサーチ・プロジェクト
 - ・ 基準レベルのプロジェクト
 - ・ 概念フレームワーク

⁵ IFRS財団のデュー・プロセスハンドブック 4.3項から4.5項を参照。

⁶ 本協議文書では、IASBの作業計画以外(教育活動やIFRSタクソノミーに関する活動)については見解を求められておらず、これらはIFRS財団から公表されている意見募集文書「体制とその有効性に関する評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」で見解を求められている。

- ・ 開示に関する取組み
 - ・ 維持管理及び適用に関するプロジェクト
- (3) IASB の作業計画に関する質問
- (4) アジェンダ協議の頻度
- (5) 別紙：リサーチ・プログラムの概要、IFRS 財団から公表されている意見募集文書に記載されている質問項目

II. IASB の作業計画とそれに対する質問

(IASB の作業計画)

4. 本協議文書では、「IASB の作業計画」について、次の説明がされている。
- (6) 2015 年から 2020 年において、各カテゴリーに必要なリソースは次のように変化することが見込まれている。

表 1：2015 年から 2020 年において、各カテゴリーに必要なリソースの見込み

区 分	2015 から 2020 年に必要なリソース
リサーチ・プロジェクト	増加が見込まれる（リサーチ・プログラムを増加させるため）。
基準レベルのプロジェクト	大きな変化は見込まれていない。
概念フレームワーク	概念フレームワークの完了が見込まれる 2017 年からは大幅に減少することが見込まれる。
開示に関する取組み	幾つかのプロジェクトが完了するにつれて、一定程度減少していく可能性がある。
維持管理及び適用に関するプロジェクト	大きな変化は見込まれていない。

- (7) 2015 年 7 月末において、現在進行中のリサーチ・プロジェクト及び基準レベル及びその他の主要なプロジェクトは、次のとおりである。

表2：2015年7月末におけるリサーチ・プロジェクトの一覧⁷

プロジェクトの段階	プロジェクト
評価段階	事業の定義
	割引率
	のれん及び減損
	法人所得税
	排出価格設定メカニズム（以前の排出量取引スキーム）
	退職後給付（年金を含む）
	基本財務諸表（以前の業績報告）
	引当金、偶発負債及び偶発資産
	株式に基づく報酬
開発段階	共通支配下の企業結合
	開示に関する取組み——開示原則
	動的リスク管理
	持分法
	資本の特徴を有する金融商品
休止中	採掘活動／無形資産／研究開発（R&D）
	外貨換算
	高インフレ

表3：2015年7月末における基準レベル及びその他の主要なプロジェクトの一覧

デュー・プロセスの段階	プロジェクト
基準を公表予定	保険契約
	リース
公開草案を公表済み	概念フレームワーク
公開草案を公表予定	開示に関する取組み——会計方針及び見積りの変更
	開示に関する取組み——重要性に関する実務記述書
ディスカッション・ペーパーを公表済み	動的リスク管理
	料金規制対象活動 ⁸
ディスカッション・ペーパーを公表予定	開示に関する取組み——開示原則

⁷ IASBは、表2に記載したほかに、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」についてもリサーチ・プロジェクトに着手すべきかについて検討を行っている。

⁸ IASBは、料金規制対象活動に関する2回目のディスカッション・ペーパーを公表する予定である。

- (8) 作業計画における個別のプロジェクトについて優先順位付けを行い、必要なリソースを配分するうえで、IASB は、次の点を含め、様々な要因を勘案する。
- ① 財務報告書の利用者にとっての当該事項の重要度
 - ② 解決すべき問題の緊急性
 - ③ 他の進行中のプロジェクト又は潜在的なプロジェクトとの関係
 - ④ 解決すべき問題の複雑性及び広がり、並びに解決策を開発し得る可能性
 - ⑤ 利害関係者が提案に対応することが可能か(個々の提案への対応と作業計画全体への対応の双方)
 - ⑥ 作業計画の全体的なバランスと、最終的に基準レベルのプログラムに進む可能性のある進行中のリサーチ・プロジェクトにおける全体的なバランス
 - ⑦ IASB メンバーにとって十分な時間が確保できるか、及び、スタッフのリソースが十分に確保できるか

(IASB の作業計画に関する質問)

5. 本協議文書では、IASB の作業計画について、次の点について見解が求められている。
- (1) プロジェクトのバランス: IFRS 財団のリソースを本資料第 4 項(1)に記載した 5 つのカテゴリーに割り当てる際、IASB はどのような要素を考慮すべきか。
 - (2) リサーチ・プロジェクトについて、次の点について、どう考えるか。
 - ① リサーチ・プログラムに新たなプロジェクトを加えるべきか。加えるとすれば、どのプロジェクトか、その理由は何か。また、追加するプロジェクトを進めるために、現在進行中のどのプロジェクトについて優先順位を引き下げるべきか。
 - ② リサーチ・プログラムから、外貨換算及び高インフレのプロジェクトを削除すべきか。賛成又は反対の理由は何か。
 - ③ 他にリサーチ・プログラムから削除すべきプロジェクトはないか。
 - (3) リサーチ・プログラムの各プロジェクトについて、相対的な重要度(高・中・低)及び緊急度(高・中・低)について、どのように考えるか。なお、特にランクを高又は低とした項目について、どのような理由によるものか。
 - (4) 主要なプロジェクトに関する IASB の現在の作業計画について、コメントがあるか。
 - (5) IASB と IFRS 解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、適切な方法

で十分な導入支援の取組みを行っているか。

(6) IASB の作業計画は、全体として、適切なペースで基準の変更がされ、原則主義の基準設定に適切な程度で詳細な基準の開発につながっているか。それは、どのような理由によるものか。

(7) IASB の作業計画について、他に何かコメントはあるか。

III. アジェンダ協議の頻度

6. IASB は、主要プロジェクトを進める場合、リサーチから基準設定プロジェクトまで完了させるためには、通常、3年超の期間を要する。このため、本協議文書では、関係者の一部から3年ごとではアジェンダ協議のサイクルとして短すぎ、5年ないし7年サイクルにすべきという見解も聞かれていることが示されたうえで、アジェンダ協議の頻度を5年ごとにすることが提案されており、賛否とその理由が求められている。

以 上